

(事務連絡)
令和7年3月19日

関係団体 各位

国土交通省 国土地理院

電子基準点からの補正情報を利用されている事業者への周知について
(注意喚起の協力依頼)

平素より国土地理院の業務に格別の御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、国土地理院では、令和7年4月1日に当院で管理する電子基準点、三角点、水準点等の基準点の標高成果を、衛星測位を基盤とする最新の標高に改定いたします。

これに伴い、ICT施工関連においても建機のローカライゼーション等において影響があることを想定しております。

本件につきましては、国土地理院の説明会、ホームページ等でお知らせしているところですが、このたび、電子基準点からの補正情報を利用されている事業者等の皆様を念頭に、標高成果の改定前後で、電子基準点データを用いて得られる高さ情報（ネットワーク型 RTK-GNSS、RTK-GNSS 等）にズレが生じる可能性がある旨、ホームページ等で注意喚起いたしました。

○《注意喚起》電子基準点からの補正情報を利用されている事業者等の皆様
<https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev.html#kanki>

そこで、その注意喚起に使用しているリーフレット（別添）について、貴団体の会員の方々にも個別に展開していただき、御一読いただくよう注意喚起の御協力をお願い申し上げます。

<問合わせ先>

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

E-mail gsi-hyokokaitei@gxb.mlit.go.jp

測地部 測地技術活用推進官 TEL:029-864-4527 (直通)

企画部 測量生産性向上推進官 TEL:029-864-2194 (直通)